

京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査基準

令和8年4月1日制定

京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会における審査基準について、以下のとおり取り扱う。

1 審査の方法

- (1) 審査会委員は、申請書に記載されている内容について審査する。
- (2) 審査会委員は、活動内容等を総合的に勘案し、別表に掲げる評価項目に沿って審査を行う。
- (3) 評価が次のいずれかの項目に当てはまる事業には、不採択の意見を付す。
 - ア 委員全員の全評価項目における評点の平均が4点以下(各委員の合計点が16点以下)の場合
 - イ 同一の評価項目について、過半数の委員が3点以下とした場合
- (4) 審査の結果、複数の団体が同一の審査点になった場合、「貢献度」の評点が高い団体を上位とする。「貢献度」の評点も同一の場合は、委員の合議により決定するものとする。

2 評価結果の公表

申請者が希望した場合は、当該事業の評点(別表1の委員全員の各項目の評点の平均。評価者は特定しない。)を開示する。

3 その他

この審査基準に定めのないものについては、審査会において定める。

